



告

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令附則第4条の2第2項の規定に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式等の一部改正

令和6年11月29日
告示第8号

[p.1607「様式第二(一)(医科入院)」, p.1608「様式第二(二)(医科入院外)」, 「様式第十」
「DPC早見表」p.477, 下線部訂正]

(正誤) 同告示の一部改正(令和6年3月27日告示第4号)より, 次のように訂正します。

「様式第二(二)」(医科入院外), 「様式第十」
「DPC早見表」p.477, 下線部訂正]

被保険者資格に係る 記号・番号	• (枝番)
--------------------	--------

[p.1607「様式第二(一)(医科入院)」, p.1608

1 社・国	3 後期
2 公費	4 退職

告 通

厚生労働大臣が定める傷病名，手術，処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が別に定める者の一部改正等（DPC/PDPS）

令和6年11月19日
告示第336号，保医発1119第8号

厚生労働大臣が定める傷病名，手術，処置等及び定義副傷病名の一部改正（告示第336号第1条）

（2024年9月号p.58の訂正に追加）
レポトレクチニブ

える
アミバンタマブ

〔p.90／040040 肺の悪性腫瘍の「手術・処置等2」の⑥「ソトラシブ」の次に以下を加える。〕

〔p.90／040040 肺の悪性腫瘍の「手術・処置等2」の⑧「ネシツムマブ」の次に以下を加える。〕

〔p.131／060035 結腸（虫垂を含む）の悪性腫瘍と，p.134／060040 直腸肛門（直腸S）〕

状部からの肛門)の悪性腫瘍の「手術・処置等2」の⑥「ピミテスピ」の次に以下を加える)

フルキンチニブ

(p.221/090010 乳房の悪性腫瘍の「手術・処置等2」の「A」[「アテゾリズマブ」]の次に以下を加える)

サシズマブ ゴビテカン

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第1項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正(告示第336号第2条)

(p.421, 422, 項番「4」～「23」最下部の次に下線部挿入)

4	ヘムプロリズマブ(遺伝子組換え)〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年8月28日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る)に係るものに限る〕	520及び521
7	ウバダシチニブ水和物〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る)に係るものに限る〕	1514
21	ダブラフェニブメシル酸塩〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る)に係るものに限る〕	4, 5, 13, 14, 25から27まで, 1316, 1319, 1321, 2476及び2477
	ダブラフェニブメシル酸塩〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により承認されたものに限る)に係るものに限る〕	4, 5, 13, 14, 25から27まで, 321, 392から394まで, 403, 404, 412, 470から472まで, 475, 485から487まで, 499から501まで, 510, 511, 519, 524, 525, 529, 671, 912から915まで, 921から924まで, 929, 933, 934, 941, 942, 952から954まで, 960, 961, 969, 970, 978, 979, 995, 1002から1004まで, 1013, 1014, 1020, 1032, 1042から1044まで, 1050, 1051, 1060, 1064, 1067, 1077, 1078, 1084, 1089, 1090, 1316, 1319, 1321, 1323, 1324, 1328,

	1329, 1332, 1333, 1335, 1336, 1341, 1342, 1497, 1502, 1503, 1548から1550まで, 1558, 1559, 1575, 1576, 1584, 1586, 1618, 1621, 1625, 1677, 1682, 1686, 1688, 1693, 1696, 1698, 1700, 1704, 1705, 1709, 1713, 1716, 1717, 1722, 1726, 1727, 1735, 1738, 1743, 1751, 1752, 1754, 1755, 1836から1838まで, 1845から1847まで, 1851, 1852, 1856, 1857, 1863, 1864, 1870, 1872, 1873, 1881, 1983, 2002, 2003, 2016, 2017, 2476及び2477	
22	トラメチニブ ジメチルスルホキシド付加物〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る)に係るものに限る〕	4, 5, 13, 14, 25から27まで, 1316, 1319, 1321, 2476及び2477
	トラメチニブ ジメチルスルホキシド付加物〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る)に係るものに限る〕	4, 5, 13, 14, 25から27まで, 321, 392から394まで, 403, 404, 412, 470から472まで, 475, 485から487まで, 499から501まで, 510, 511, 519, 524, 525, 529, 671, 912から915まで, 921から924まで, 929, 933, 934, 941, 942, 952から954まで, 960, 961, 969, 970, 978, 979, 995, 1002から1004まで, 1013, 1014, 1020, 1032, 1042から1044まで, 1050, 1051, 1060, 1064, 1067, 1077, 1078, 1084, 1089, 1090, 1316, 1319, 1321, 1323, 1324, 1328, 1329, 1332, 1333, 1335, 1336, 1341, 1342, 1497, 1502, 1503, 1548から1550まで, 1558, 1559, 1575, 1576, 1584, 1586, 1618, 1621, 1625, 1677, 1682, 1686, 1688, 1693, 1696, 1698, 1700, 1704, 1705, 1709, 1713, 1716, 1717, 1722, 1726, 1727, 1735, 1738, 1743, 1751, 1752, 1754, 1755, 1836から1838まで, 1845から1847まで, 1851, 1852, 1856, 1857, 1863, 1864, 1870, 1872, 1873, 1881, 1983, 2002, 2003, 2016, 2017, 2476及び2477
23	ビメキズマブ(遺伝子組換え)〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る)に係るものに限る〕	1510, 1511及び1532

(p.422 右段最下部の次に下線部挿入(2024年9月号p.59の訂正に追加))

57	リサンキズマブ(遺伝子組換え)〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量	1166, 1167, 1169, 1171, 1172及び1177から
----	--	--------------------------------------

(令和6年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る)に係るものに限る)	1179まで
--	--------

(p.422 右段最下部の次に挿入)

64	メボリズマブ(遺伝子組換え)〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年8月28日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る)に係るものに限る〕	441
65	アレクチニブ塩酸塩〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年8月28日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る)に係るものに限る〕	489から493まで, 495, 503から505まで, 513から515まで, 520及び521
66	トレプロスチニル〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る)に係るものに限る〕	594から601まで
67	アミファンプリジンリン酸塩〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る)に係るものに限る〕	253, 257, 2472及び2474
68	アセノイラミン酸〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る)に係るものに限る〕	259
69	マシテンタン/タダラフィル〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る)に係るものに限る〕	669
70	ボクロスボリン〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る)に係るものに限る〕	1465及び



75	テプロツムマブ（遺伝子組換え）	テッペーザ点滴静注用 500mg	活動性甲状腺眼症	E050, E059 等
76	アミバンタマブ（遺伝子組換え）	ライブリバント点滴静注 350mg	EGFR 遺伝子エクソン 20 挿入変異陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌	C348
77	慢性腎不全高カロリー輸液用アミノ酸／糖／電解質／総合ビタミン液	キドバレン輸液	経口・経腸管栄養補給が不能又は不十分で、経中心静脈栄養に頼らざるを得ない慢性腎不全患者（高カリウム血症、高リン血症の患者又はそのおそれのある患者に限る）に対する水分、電解質、カロリー、アミノ酸、ビタミン補給	I120, N183 等

《正誤》

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第1項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者について」の一部改正（令和

6年5月21日保医発0521第4号）より、「別表」を次のように訂正します。

(p.424 「別表」を下線部のように訂正)

告示番号「21」～「25」を1つずつ繰り上げ、「20」～「24」に訂正。「20 シロリムス」を「25 シロリムス」に訂正し、行

全体を「24 3-ヨードベンジルグアニジン (¹²³I)」の次の行に移動。

「26 ソマトロピン（遺伝子組換え）」の行を削除し、以下告示番号「27」～「32」を1ずつ繰り上げ、「26」～「31」に訂正。

告

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部改正

令和6年11月29日
告示第350号

(p.427 左段, 下線部訂正)

別表第2

	都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
20109	大阪	泉大津急性期メディカルセンター	1.0718	0.0745	0.0308	0.0000

(p.435 左段, p.437 右段, 下線部訂正)

別表第3

	都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
30945	削除	削除	削除	削除	削除	削除
30969	削除	削除	削除	削除	削除	削除
31274	削除	削除	削除	削除	削除	削除